

缶詰、びん詰、レトルト食品等の容器包装識別表示ガイドライン（第2版）

平成25年5月
公益社団法人日本缶詰協会
環境問題検討委員会

資源有効利用促進法に基づくプラスチック製及び紙製の容器包装への「識別表示」について、日本缶詰協会は、業界として製品の種類ごとに統一的な表示を行い消費者に分かりやすい表示を行っていくことを目的に「レトルト食品等の容器包装識別表示ガイドライン」を平成12年12月に策定した。その後、時間の経過とともに表示の実態や法律の解釈が多様になってきているほか、様々な包装形態の商品が流通してきていることを考慮し、今般、環境問題検討委員会において「缶詰、びん詰、レトルト食品等の容器包装識別表示ガイドライン（第2版）」を策定し、改めて「容器包装の識別表示」の運用に関する缶詰、びん詰、レトルト食品業界の考え方を取りまとめた。

1. 本ガイドラインで示す容器包装の種類は、内容物が殺菌処理されているものとし、具体的には以下を対象とする

- (1) プラスチック製容器包装：パウチ、成形トレー、成形カップ、ラベル、キャップ、マルチパック用フィルム
- (2) 紙製容器包装：紙パック、外箱、ラベル、マルチパック用紙箱
- (3) 食料缶詰容器(スチール缶、アルミ缶)、ガラスびん容器は、容器への識別表示は義務化されていないが、キャップ、ラベル、マルチパック用フィルム(及び紙箱)等、義務化が生じる部分を対象にする

2. 材質表示

材質表示は行わないことを原則とする

3. 主な法定事項

(1) 識別マークのデザインは次のデザインとする

プラマーク



プラスチック製容器包装

(飲料・酒類・特定調味料用の

PET ボトルを除く)

紙マーク



紙製容器包装

(飲料用紙パックでアルミ不使用のもの

および段ボール製容器包装を除く)

(2) 識別マーク等のサイズ

識別マーク：印刷では高さ 6 mm 以上、刻印・エンボスでは高さ 8 mm 以上
部位の名称：印刷では JIS(日本工業規格) Z 8305 に規定する 6 ポイント以上、
刻印・エンボスでは同 8 ポイント以上

(3) 表示スペース等の物理的制約がある容器包装の対応

- ・ 無地の容器包装：省略可
- ・ 素材状、構造上その他やむを得ない理由により表示をすることが不可能な容器包装：省略可
(ただし、表示を省略したこれらの容器包装が多重容器包装の一部である場合には、多重容器包装を構成する表示可能な他の容器包装に表示する)

(4) 輸入品への対応

素材、構造、商標使用のいずれかを指示した場合は国内製品と同様の表示を行う
う(国内で流通販売する輸入品には表示を行う)

4. 業界に委ねられている事項についての対応

(1) 「ほぼ同時に捨てられる」ことの解釈

加熱殺菌処理が施された缶詰、びん詰、レトルト食品、カップ詰は、外箱をも含めてほぼ同時に捨てられる場合がほとんどであり、識別表示は一括表示を基本とする。ただし、例えば、レトルト食品のマルチパック品等、容器包装が同時に捨てられない商品もあるため、「ほぼ同時に捨てられる」の判断は常識的な範囲で各企業が行う場合がある。

(2) 一括して表示する場合における容器包装の部位の名称

次の名称で統一する

- ・ レトルト等加熱殺菌された食品用の袋容器：パウチ
- ・ レトルト等加熱殺菌処理された食品用のトレー容器：トレー
- ・ レトルト等加熱殺菌処理された食品用のカップ容器：カップ
- ・ レトルト等加熱殺菌処理された食品用のボトル容器：ボトル
- ・ レトルト等加熱殺菌処理された食品用のチューブ容器：チューブ
- ・ レトルト食品、缶詰、びん詰、カップ詰等の箱：外箱、箱
- ・ マルチパック用の紙製外箱：外箱、箱
- ・ マルチパック用のシュリンクフィルム：外装フィルム
- ・ マルチパック用のプラスチック製外袋：外袋
- ・ 広口のびん詰、カップ詰等のふた：ふた、キャップ
- ・ 缶詰用のプラスチック製オーバーキャップ：キャップ
- ・ レトルト食品、缶詰、びん詰、カップ詰等のラベル：ラベル
- ・ 調味料等を充填した添付内袋品：パウチ
- ・ レトルトパウチ等の飲み口(スパウト)：口栓

(3) 識別マークの運用

- ・ マークの色、抜き文字、線幅、スリット：容易に識別できる範囲で各社が自主判断する
- ・ 部位の名称の表示位置：マークの下または右とする
例、レトルトパウチで外箱に一括表示する場合



外箱



パウチ

(4) 具体的な表示例

「(別紙) 具体的な表示例」に記載

- (5) 缶（食料缶詰）、ガラスびんは識別表示を行わないことを基本とするが、各企業が消費者への情報提供の必要性を考慮した上で自主的に表示を実施する場合は下記に基づいて行う。

「スチール缶」、「アルミ缶」の識別表示に関わる情報提供方法

日本缶詰協会では、平成11年12月に、一般食料缶詰にスチール缶、アルミ缶の識別表示をする際の要領を次のように定めている。

- ・ 表示は、次のマーク(あき缶はリサイクルの文字もマークとする)を1箇所に行う。バイメタルの缶にあっては文字(たとえば、胴はスチール、ふたはアルミ)での表現またはマークと文字の併記も選択できる。



あきかんはリサイクル



あきかんはリサイクル

- ・ マークの大きさは5種類(直径または高さが 20mm、17mm、15mm、12mm、10mm)とする。
- ・ 表示個所については、缶の形状特性等を考慮に入れ、各社が決定する。












「ガラスびん」の識別表示に関わる情報提供方法













消費者がガラスびんをプラスチック製容器と誤認することを防ぎ、消費者の分別廃棄を容易にし、また誤認によるケガ発生を予防するために、各企業が自主的な判断に基づきガラスびんの識別表示を行う場合は、下記の表示例を参考に表示するものとする。

例 プラスチックふた付きのガラスびんの場合

(本体ラベル等に) びん：ガラス ふた：プラスチック

(別紙) 具体的な表示例

容器詰食品等の種類	表示方法 (表示例)
1. レトルトパウチで外箱のないもの	パウチにプラマークを表示 
2. レトルトパウチが外箱入りのもので、外箱に一括表示するもの(調味料等の添付内袋品をも含む)	外箱に一括して紙マーク、プラマークを表示、マークに部位名称をつける   外箱 (または箱) パウチ
3. 飲み口(スパウト)付きのレトルトパウチで外箱のないもの	パウチにプラマークを表示、部位名称をつける  パウチ、口栓
4. 飲み口(スパウト)付きのレトルトパウチが外箱入りのもので、外箱に一括表示するもの	外箱に一括して紙マーク、プラマークを表示、部位名称を付ける   外箱 パウチ、口栓
5. 1～4の商品をマルチパックするための外箱あるいはプラスチック製のフィルムや外袋 (本体と外袋等が同時に捨てられない場合)	当該包材に紙マークあるいはプラマークを表示する。  あるいは  当該包材に表示が不可能な場合は、以下の例示のように本体に当該包材を含め一括表示する。 (例. 上記1の製品をプラスチック製外袋でマルチパックした場合の製品本体での一括表示)  パウチ、外袋
6. 食料缶詰	缶の識別表示は不要 (なお、缶詰の紙ラベルについては、缶と分離不可能ならば紙マークは不要)
7. 食料缶詰が外箱包装されたもの	外箱に紙マークを表示 
8. 食料缶詰にプラスチック製のオーバーキャップがなされたもの	キャップにプラマークを表示 

容器詰食品等の種類	表示方法
9. 食料缶詰をマルチパックするための外箱あるいはプラスチック製のフィルムや外袋	<p>当該包材に紙マークあるいはプラマークを表示する。</p> <p> あるいは </p> <p>(ただし、当該包材が無地で、表面に印刷・エンボス、シール・ラベルが施されておらず、また刻印をすることが可能な成形工程が含まれていないものには表示は不要)</p>
10. ガラスびん詰でふたが金属製のもの	表示は不要(ガラス、金属のため)
11. ガラスびん詰でふたがプラスチック製のもの	<p>ふたまたはラベル(部位名称をつける)にプラマークを表示</p> <p>(ふたに表示する場合) </p> <p>(ラベルに表示する場合) </p> <p style="text-align: center;">ふた</p>
12. 11 の商品で紙製の外箱入りのもの(ジャム等、本体と外箱が同時に捨てられない場合)	<p>外箱に紙マークを表示</p> <p></p>
13. びん詰でシュリンクフルラベルのもの	<p>シュリンクフルラベルにプラマーク(部位名称をつける)を表示</p> <p></p> <p>外装フィルム</p>
14. びん詰でシュリンクラベル部分が全体の1/2以下のもの	表示不要
15. 成形カップ詰、成形トレー詰でカップ(トレー)、ふたともプラスチック製のもの	<p>本体に一括してプラマーク(部位名称をつける)を表示</p> <p> </p> <p>カップ、ふた トレー、ふた</p>
16. 15 の商品で外箱入りのもの(煮魚等、本体と箱が同時に捨てられる場合)	<p>外箱に一括して紙マーク、プラマークを表示、部位名称をつける</p> <p>   </p> <p>外箱 カップ、ふた 外箱 トレー、ふた</p>

備考 1. 上記 6~14 の缶詰、びん詰の識別表示については、3 ページ (5) を参照。

備考 2. 例示した以外の容器包装については、例示に準じて識別マーク表示を行う。